○佐久市・北佐久郡環境施設組合規約

平成26年８月18日長野県佐久地方事務所指令26佐地政第60号

改正　令和２年10月19日

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　組合の議会（第５条―第７条）
第３章　組合の執行機関（第８条―第11条）
第４章　組合の経費（第12条）
第５章　雑則（第13条）
附則

第１章　総則

（組合の名称）

第１条　この組合は、佐久市・北佐久郡環境施設組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町（以下「組織市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、ごみ焼却施設の設置並びに組合の設置したごみ焼却施設の管理及び運営に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、佐久市上平尾2033番地に置く。

第２章　組合の議会

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は16人とし、組織市町ごとの定数は次のとおりとする。

（１）　佐久市　８人
（２）　軽井沢町　４人
（３）　立科町　２人
（４）　御代田町　２人

２　組合議員は、組織市町の議会において、それぞれの議会の議員のうちから選挙する。

３　前項の議員の選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第118条の規定の例による。

（組合議員の任期及び失職）

第６条　組合議員の任期は、当該議員の属する市町の議会の議員としての任期による。

２　組合議員が、当該議員の属する市町の議会の議員としての職を失ったときは、同時に組合議員としての職を失う。

（組合議員の補欠選挙）

第７条　組合議員に欠員が生じたときは、欠員となった組合議員を選挙した組織市町の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

第３章　組合の執行機関

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第８条　組合に組合長１人、副組合長４人及び会計管理者１人を置く。

２　組合長は、組織市町の長の互選による。
３　副組合長は、組合長の属する市町以外の市町の長及び組合長の属する市町の副市長又は副町長をもって充てる。
４　会計管理者は、組合長の属する市町の会計管理者をもって充てる。
５　組合長に事故があるとき又は組合長が欠けたときは、組合長があらかじめ指定した副組合長がその職務を代理する。

（組合長及び副組合長の任期）

第９条　組合長及び副組合長の任期は、組合長及び副組合長の属する市町の長又は副市長若しくは副町長としての任期による。

（職員）

第10条　第８条第１項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長がこれを任免する。
２　職員の定数は、組合の条例で定める。

（監査委員）

第11条　組合に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、法第292条において準用する法第196条第１項に規定する識見を有する者及び組合議員のうちから、それぞれ１人を選任する。
３　監査委員の任期は、前項に規定する識見を有する者のうちから選任される者にあっては４年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期によるものとする。

第４章　組合の経費

（組合の経費の支弁の方法）

第12条　組合の経費は、組織市町の分担金、国及び県の支出金、地方債その他の収入をもって充てる。
２　前項の組織市町の分担金の額は、組合の予算において定めるものとし、その分担割合は、別表に掲げるとおりとする。

第５章　雑則

（その他）

第13条　この規約に定めるもののほか、この規約の施行について必要な事項は、組合議会の議決を経て組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成26年10月１日から施行する。

（事務の承継）

２　この規約の施行の際現に佐久市において所掌する事務のうち、第３条に規定するごみ焼却施設の設置に関する事務（契約を含む。）については、この規約の施行の日（次項において「施行日」という。）において、組合が承継する。

（佐久市負担の経費）

３　施行日より前の佐久市において負担した第３条に規定するごみ焼却施設の設置に要する経費については、組合設立後組織市町において清算するものとし、清算金の割合は、別表に掲げる分担金の割合に準ずるものとする。

附　則

この規約は、令和２年12月１日から施行する。

別表（第12条関係）

区　分	分担金の割合	備　考
施設の設置に要する経費 （地方債の償還金及び大規模な改修に係る経費を含む。）	均等割　10% 実績割　90%	実績割は、予算の属する年度の前々年度の10月１日から前年度の９月30日までの組合の設置したごみ焼却施設への搬入量の割合とする。
組合及び施設の管理・運営に要する経費	実績割　100%	